

「NのN」の意味と修飾関係 「偽物のルビー」と「ルビーの偽物」

平成 15 年入学
言語学・応用言語学専攻
1LT03096E 中川 麻衣子

平成 19 年 1 月提出

要旨

「NのN」という形の名詞句は、「偽物のルビー」「ルビーの偽物」のように、名詞の前後を入れ替えてもほぼ同じ意味であると解釈される場合と、「偽物の手帳」「手帳の偽物」のように、同じ意味には解釈されにくい場合とがある。本論文では、様々な名詞の組み合わせの例を作成し、それぞれの名詞の前後を入れ替えた場合との意味の比較を行った。その結果、それぞれの名詞の性質もさることながら、その名詞句が「文脈の中で何者(物)として扱われるか」という点が重要であるということがわかった。また、「NのN」に用いられる場合の格助詞「の」の意味にも着目し、「価値、状態の限定」「対立物の限定」など、先行研究では詳しく述べられてこなかった「の」の新たな意味の側面も明らかにした。

目次

1. 「NのN」の意味と名詞の前後入れ替え	1
2. 格助詞「の」について	2
3. N ₁ とN ₂	3
3.1. 「偽物」の性質	3
3.2. どういう点で偽物となるのか 物の真贋と価値基準	3
3.3. 「偽物」とN ₂ の関わり	5
3.4. 文脈内での扱い方	5
4. 名詞句の意味の調査と考察	7
4.1. 調査概要	7
4.2. 意味の調査結果と考察	7
4.2.1. 「偽物」を使用した名詞句の意味について	7
4.2.2. 「複製」を使用した名詞句の意味について	10
4.2.3. 「サンプル」を使用した名詞句の意味について	12
4.2.4. 「新作」「試作」「新品」「非売品」を使用した名詞句の意味について	14
4.2.5. 「おもちゃ」「模型」「コピー」を使用した名詞句の意味について	14
4.3. 修飾関係の概念的分析	20
4.4. 格助詞「の」の意味について	21
5. まとめ	22
参考文献	22

1. 「NのN」の意味と名詞の前後入れ替え

名詞に格助詞の「の」をつけて後続する名詞を修飾する表現（本論文では「NのN」と表現する）には、「偽物のルビー」というような言い方がある。この表現に使用されている名詞の前後を入れ替えると「ルビーの偽物」となる。

- (1) a. 偽物のルビー
 b. ルビーの偽物

この二つの表現においてそれぞれが意味するものは、通常、「ルビーに似せて作られた赤い物」と解釈されることが多く、双方の意味に大幅な相違はないように思われる。しかし、「ルビー」ではなく「手帳」という名詞を使って同様の表現を作り、二つの言葉の意味するところを考えると、どうもまったく同じであるとは言いがたい。

- (2) a. 偽物の手帳
 b. 手帳の偽物

このことは、推理小説の文脈に当てはめるとよくわかる。「犯人は偽物の手帳を使ってターゲットを呼び出し、手につけようとした。」と言う際の「偽物の手帳」とは、「本来の持ち主のものではなく、犯人が仕込んだ手帳」であり、「本来の持ち主のものであるかのように作られた手帳」であると言える。しかし、「犯人は手帳の偽物を使って・・・」とすると、「手帳の偽物」とは、「蠟など何か特殊なもので作られていて、本来の手帳の機能である"見開く"あるいは"記入する"などといった行為をすることができない、手帳と呼ぶにふさわしくないもの」と説明することができる。つまり、前者は複製品であるにせよ「手帳」であることには変わりなく、誰でも手帳として使用することが可能であるのに対して、後者は、「手帳と呼ぶにふさわしくない」、つまり「手帳というものの重要な性質を失っている、手帳ではない何か」という違いがある。ところが、同じ文脈に「偽物のルビー」「ルビーの偽物」を当てはめてみても、その意味するところにはほとんど違いが感じられない。なぜ「ルビー」の場合には意味がほとんど同じに解釈され、「手帳」の場合には異なる意味に解釈されるのだろうか。

- (3) 疑問：

「偽物のN」と言う場合と「Nの偽物」と言う場合とで、意味がほぼ同じであったり異なったりするのは、何が関係しているのか。

本論文では、問題となる名詞句の構成要素である「偽物」や「ルビー」、その他の名詞と、これらを繋いでいる格助詞「の」について考察し、意味解釈に及ぼす影響を考察していく。

2. 格助詞「の」について

まず、本研究の起点となった名詞句「偽物のルビー」と「ルビーの偽物」における格助詞「の」の働きについて述べたい。格助詞「の」の基本的な意味としては「限定」がある。益岡・田窪(1992)は、「の」の意味には「所有」「全体と部分」「時間的限定」「場所的限定」「材料の限定」「種類の限定」「内容の限定」などを表す限定修飾の意味と、ガ格やヲ格で言い換えることのできるような補足関係の意味を表すものがあるとしている。

- (4) 限定修飾 (益岡・田窪 1992:159)
- a. 私の本 (所有)
 - b. テーブルの足 (全体と部分)
 - c. 明日の朝刊 (時間的限定)
 - d. 駅の電話 (場所的限定)
 - e. 煉瓦の家 (材料の限定)
 - f. パラの花 (種類の限定)
 - g. 文法の話 (内容の限定)
- (5) 補足関係 (益岡・田窪 1992:160)
- a. 客の到着 客が到着する
 - b. 古代語の研究 古代語を研究する

しかし「偽物のルビー」と「ルビーの偽物」という名詞句では、「材料」「場所」「時間」などを限定するという意味はない。「種類の限定」ならばふさわしいと考えることもできるが、(4f)「バラの花」と比較すると、まったく同じであるとも言いがたい。庵功雄 et al. (2003)や寺村秀夫(1991)においては、「 N_1 / N_2 」を「 N_2 ガ N_1 ダ(デアル)」と言い換えることができるものについて述べているが¹、「の」の意味を詳しく規定するには至っていない。そこで、言い換えの部分のみを参考にしてみると、「偽物のルビー」という名詞句は、「(この)ルビーガ偽物ダ」と言い換え可能であることがわかる。つまり本論文で問題としている

¹ 庵 et al. (2003)ではこのような格助詞「の」は「同格」の意味を表すとしているが、寺村は「同格」という言い方は英語の "Ronald Reagan, the President of the United States" などの表現になぞらえて言われているものであり、日本語においては適切ではないとしている。(寺村(1991):p.249)

のは、「限定」の意味のうちでも今まで詳しく述べられなかった「の」であるということになる。さらにこれは、「 N の N 」となるときのそれぞれの名詞 N の特徴、性質にも関連している。

3. N_1 と N_2

「偽物のルビー」と「ルビーの偽物」の両者がほぼ同じ意味であると捉えられるのは、各名詞の次のような性質に起因する。一つは「偽物」という名詞の「それが N であるか否かを問う」性質、もう一つは「ルビー」という物の「真贋を価値基準とする」性質である。双方の性質において重要なのは「それがルビーであるか否か」であり、この点が一致しているため、名詞の前後入れ替えによる主要部変化の影響が弱くなり、二つの名詞句の指すものが同じであると解釈されるのである。しかし、「名詞の前後を入れ替えても意味が同じである」と解釈したもので、その物が文脈の中でどのように扱われているかによって意味合いが異なる。本節では、特に「偽物」という名詞の性質と、 N_1 と N_2 の関係に焦点を置いて述べる。

3.1. 「偽物」の性質

「偽物」とは、「似せて作ったもの。偽物(ぎぶつ)。偽造品。」(広辞苑第五版)である。つまり単独では普通名詞であることになるが、これに「の」を続けて「偽物の」とすることで体言を修飾していることになる。「偽物のルビー」という名詞句は、主要部名詞「ルビー」に対して「偽物の性質を持っている」という説明を加えたものであると言える。しかし「偽物」と言っている限り、ルビーとしてあるべき性質のすべてを持っているわけではない。つまり、厳密に言うとルビーではないことになる。ここで、「偽物」と主要部である「ルビー」との本質の矛盾が起こるのである。これは他の「 N の N 」の形の表現ではほとんど起こらない矛盾である。例えば「木の椅子」ならば、「木」は「椅子」の材料を示しているのであって、「椅子であるか否か」を問題とするものではない。これに対して「偽物の」の場合は、主要部となる名詞、たとえば「ルビー」が「本当にルビーであるか否か」を問題とし「ルビーの真贋を脅かす」修飾語であると考えることができる。

3.2. どういう点で偽物となるのか 物の真贋と価値基準

「偽物のルビー」が「ルビーであるか否か」を問題とするならば、同じ形の「偽物の手帳」は「手帳であるか否か」を問題とすると考えてよいはずである。しかし本論文では、そうでない場合、つまり「偽物の手帳」が単に「手帳であるか否か」を問題とするものではない場合も大いにあると考えたい。これには「ルビー」や「手帳」などの名詞の性質が関係している。「ルビー」という物は、元々「ルビーであるか否か」を最大の価値基準と

している。つまり「ルビー」が本当に「ルビー」であるための基準を満たしているかいないかが重要なのである。その他、ダイヤモンドなどの宝石、あるいは金メダル、お金なども同様である。これらの「偽物」を考えると、普通「一見本物に思えるが、実は素材が違うもの、あるいは正規に製造されたものではないもの、また、それなりの方法で鑑定した結果素材の違いなどが判明するもの」を想像すると思われる。その物自体の真贋が価値を決定しているのである。

これに対して、手帳や鍵、財布、携帯電話といったありふれた物の場合は少し異なる。「偽物」となる基準がその物の「真贋」のみではなく、「所有者の違い」「色の違い」「形の違い」「製作者の違い」といったように、多数設定することができるのである。例えば第1節で述べた推理小説の文脈では、所有者の違いを「偽物」の基準としている。また「偽物の鍵」は、それがあそこかの鍵穴に合う「鍵」であっても、必要としている金庫の鍵穴に合うものではない、という場合に使用されても何ら問題ない。この場合、「偽物」とする基準を「必要とする金庫の鍵穴に合う合わないか」に設定している、ということである。

もちろん「ルビー」に対しても「所有者の違い」を「偽物」とする基準に設定することは可能である。たとえば、「犯人は偽物のルビーを盗んだ。」という文は、「ルビー自体は本物であったのだが、Aさんの所有するルビーを盗むはずが誤ってBさんの所有するルビーを盗んだ」というような解釈も可能である。しかし、そのような解釈をするためには何か特別な文脈が必要となるのではないだろうか。逆に言えば、「ただ所有者が違うだけで、宝石の質として本物のルビーであるもの」を、何の文脈も無しに「偽物のルビー」と呼ぶかどうか、ということである。この点に関して別の例を挙げる。

(6) 荒川静香さんの所有する金メダルと、北島康介さんの所有する金メダルが同時にあって、本当は左側のメダルを盗もうと思っていたのだが、誤って右側の金メダルを盗んでしまった。これに気づいた犯人が「しまった、これは偽物の金メダルだった。」と言うか否か。

(6)のとき、例えば左側にあるのが荒川さんのもので、右側が北島さんのものだったとする。犯人が「荒川さんの金メダルでなければ、それは金メダルではない」という信条の持ち主だったならば、「偽物の金メダルだった」と言うだろう。しかし単に「誰のものかは関係なく、とにかく世間で言われているオリンピックの金メダルを盗もう」と考えていたならば、「偽物だった」とは言わないはずである。「偽物だった」と言った場合、「荒川さんのものでなければ金メダルではない」、つまり「金メダルと呼ぶにふさわしくない物」と考えているのであって、それは「彼の言うところの金メダルであるか、否か」の判定をしていることになる。ところが、手帳やその他のありふれた物の場合はそうはならない。「所

有者の違い」を問題としているのであって「手帳であるか否か」を問題とはしていない、という場合が大いに見受けられるのである。次の例もそのことを示している。

- (7) a. それは{?金メダル/?ルビー/?お金}だけど、偽物だよ。
b. それは手帳だけど、偽物だよ。

これらの例に対してももちろん様々な文脈を考えることはできるが、(7a)の場合に多少の違和感があることは否めない。「偽物」となる基準が、「それがNであるか否か」に設定されることが多いことの現れである。

3.3. 「偽物」とN₂の関わり

このように、「ルビー」や「金メダル」など真贋が価値判定材料になる名詞は、前節で述べたような「偽物」という名詞の性質を両方持って「偽物のN」という名詞句になることで、その真贋の問題がより強調されるのである。そのため、「手帳」などの普通名詞の場合に考えられる「所有者の違い」や「形の違い」と言う点での「偽物」を想像しにくいのではないだろうか。名詞の前後を入れ替えた「Nの偽物」という言い方の場合は「偽物」を主要部としているので、真贋を問題としていることが明らかである。つまり、「偽物のルビー」と「ルビーの偽物」の双方は、どちらも「それがルビーであるか否か」をまず問題としていることになる。そのため名詞句主要部の違いが意味に及ぼす影響が弱くなり、ほぼ同じ意味であると解釈してしまうのではないと思われる。

3.4. 文脈内での扱い方

第1節で述べた推理小説の文脈をもう一度見てみよう。「偽物の手帳」は、手帳ではあるものの所有者が違い、「手帳の偽物」はそもそも手帳ではない、と述べた。しかし、「偽物の手帳」だと思っていたものが、よく観察してみると実はそもそも手帳ではなく、蠅で出来たような何か、つまり「手帳の偽物」であった、ということもありうるのではないだろうか。つまり、実際には「手帳の偽物」であるのだが、この推理小説の中でそれはいったん見た目のみを問題にして「手帳」として扱われており、その結果「偽物の手帳」という表現が用いられているのである。このように、主要部名詞は「その名詞句が文脈内でどのようなものとして扱われているか」を反映するものでもある。次の例はこのことを特にわかりやすく示していると思われる。

- (8) a. おもちゃのシャラポワ：
シャラポワをかたどった人形のような、子ども用の遊び道具。あるいは、ままごとなどの設定の中でシャラポワの役割を果たすもの。

- b. シャラポワのおもちゃ：
人形に限らず、シャラポワの顔や絵などが付けられている色々なおもちゃ。

- (9) a. おもちゃのお金：
ままごとで使ったり、ボードゲーム上でやり取りされたりする、遊びの中でお金の役割を果たすもの。実際の紙幣にそっくりである必要はなく、遊びの上でお金として流通する状況があれば、石ころや葉などでも「おもちゃのお金」であることになる。
- b. お金のおもちゃ：
お金のようなデザインだが、お金ではなく遊びに使うもの。

「"おもちゃのシャラポワ"とはどういうものか」を考えると、普通は、シャラポワを模してシャラポワのテニスウェアと同じようなものを着た、いわゆる「リカちゃん人形」のようなものを思い浮かべる。そのようにシャラポワに似せて作られているので、ある遊びの場面の中で「シャラポワとして」扱われることが多いと思われる。しかし、シャラポワの格好をしていなくても、その場面の中で周囲の人が「シャラポワである」として扱えばそれは「シャラポワ」になるのである。ある子どもがままごと遊びをしていて、「これはシャラポワよ」と言ってただの石ころを指したとして、その石ころは到底シャラポワ本人を連想させるものではない。しかし、それはその場面ではシャラポワとして扱われているのである。その石ころはおもちゃとして扱われているが、さらに、特に「シャラポワとして」扱われている。つまりシャラポワとして扱われているということがこの場面では特異であるので、主要部を「シャラポワ」とし、そのシャラポワに対して「おもちゃである」という注釈を加えて「おもちゃのシャラポワ」と表しているのである。

同じことが「おもちゃのお金」と「お金のおもちゃ」についても言える。「おもちゃのお金」と言うと、一般的に使用されている通貨に絵柄などを少し似せて、ボードゲームなどで使われるものを想像する。あるときそのうちの何かが紛失したとして、別の紙切れを代用品として使った場合も、その紙切れはその状況下では「お金」なのである。これが「おもちゃのお金」である。これに対して「お金のおもちゃ」は、見た目がお金の絵柄であっても、お金として使用されることは意図しておらず、別の何らかの遊びの用途に使用されるものである。

必ずしも「シャラポワのおもちゃ」や「お金のおもちゃ」が「おもちゃのシャラポワ」「おもちゃのお金」とまったく異なるものを指す、というわけではない。しかし、(8b)や(9b)は主要部名詞である「おもちゃ」の意味が濃く現れていると言える。つまり、(9b)は「お金」として扱われるかどうかはあまり問題ではなく、「おもちゃ」として扱われることが重要であるということである。「おもちゃのシャラポワ」は「シャラポワ」として扱われ、

「シャラポワのおもちゃ」は文脈の中で「おもちゃ」として扱われるのである。

この考え方はもちろん「偽物のルビー」と「ルビーの偽物」にも適用できる。つまり、「偽物のルビー」は「本物のルビーであるかのように扱われるような状況・状態に置かれている」ということである。また「ルビーの偽物」は「それは偽物として扱われるものであって、しかも他の宝石の偽物ではなくルビーの偽物である」ということである。このように、「偽物のルビー」と「ルビーの偽物」の双方が具体的に同じ物を連想させたとしても、文脈の中で「ルビー」の代用品として扱われるか、あるいは「偽物」として扱われているのか、という点では違いがあるということである。

4.名詞句の意味の調査と考察

4.1.調査概要

本節では、以下の(10a)に挙げた各名詞を「N₁」、(10b)に挙げた各名詞を「N₂」として用いて「N₁のN₂」という形の名詞句を作り、それぞれの意味を詳しく観察したい。

- (10) a. 「N₁」として用いる名詞（計10種）
偽物、複製、サンプル、新作、試作、新品、非売品、おもちゃ、模型、コピー
- b. 「N₂」として用いる名詞（計10種）
ルビー、お金、手帳、シャラポワ、刑事、鍵、契約書、ピストル、水、サングラス、雑誌

「偽物の」などに続く名詞には、「ルビー」の他に「お金」、あるいは「契約書」などの貴重品の類、人物、それ以外の普通名詞、という意識を持って抽出した。また「偽物」の類の修飾語となる名詞はそれほど多くなく、修飾関係となる「ルビー」などの名詞の意味を基本とし、それに似たもの、あるいはそれと見紛うように意図され作られたもの、という意味を持つものを挙げた（「おもちゃの」「複製の」など）。また、「複製の水」「非売品の刑事」など、日常になじみのないと思われる名詞句になるものは考察から省く。

4.2.意味の調査結果と考察

4.2.1.「偽物」を使用した名詞句の意味について

「偽物」については第3節で考察したとおりである。以下に参考として意味の調査結果を挙げておく。

- (11) a. 偽物のルビー：
ルビーに似せて作られた赤い石。

- b. ルビーの偽物：
同上。
- (12) a. 偽物のお金：
()不正に作成された、お金のように見えるが実際は価値の保障されていないただの紙。偽造されたもの。
()価値の保証された本物のお金であるが、異なる目的に使用されてしまったお金。
「本当は A ケースに入っているお金をやり取りしなければならないところを、A ケースとは異なる金額の入った B ケースのお金をやり取りしてしまった」といったような場面。このとき B ケースのお金はやり取りされるはずではないものなので、A ケースのお金に対する偽物である。
- b. お金の偽物：
(12a-)の意味と同様。しかし()の意味には解釈できない。
- (13) a. 偽物の手帳：
本来の持ち主のものに似せて作られた手帳。
- b. 手帳の偽物：
手帳に似せて作られた、手帳ではないもの。
- (14) a. 偽物のシャラポワ：
一見シャラポワに見えるが、実は別の人物が成りすましていて、他人。周囲が一度本物のシャラポワだと認め、その後偽者(偽物)だとわかる、という感じがある。
- b. シャラポワの偽物：
上とほぼ同じだが、周囲は最初から偽者(偽物)であると認めている、という感じ。
- (15) a. 偽物の刑事：
刑事のふりをしているが、実は刑事ではない人物。(14)のシャラポワの例と同じように、一度周囲が本物の刑事であると認めるが、実はそうではないということが後で発覚する、という感じがある。
- b. 刑事の偽物：
ほぼ上と同じだが、シャラポワの例と同じく、周囲は最初から偽物であると認めている、という感じ。
- (16) a. 偽物の鍵：
鍵ではあるが、開けたいものの鍵穴には合わず、開かないもの。

- b. 鍵の偽物：
一見鍵のように見えるが、そもそも鍵ではないもの。そのためどの鍵穴にも合わない。合う鍵穴が存在しない。このため、「偽物の鍵」だと思っているものは、実は「鍵の偽物」である可能性がある。
- (17) a. 偽物の契約書：
一見契約書のように見えるが、実は印鑑や署名などが不正のもので、契約書の役割を果たさないもの。今までの「偽物の」の種類の意味から考えて、「本来必要な場面とは異なる契約に使用されてしまったもの(本物の契約書ではあるが、使用されるべき契約 A の場面に契約書 A ではなく契約書 B が使用されてしまった、というときの、契約書 B は契約書 A に対する偽物の契約書である。）」という意味にも取ることができるが、前者の意味のほうが一般的であると思われる。
- b. 契約書の偽物：
一見契約書のように見えるが、実は契約書ではなくただの説明書、といったような、契約書ではない別の書類。「契約の場面で不正に契約書として使用される」というような文脈は必要ではない。
- (18) a. 偽物のピストル：
()一見ピストルのように見えるが、実は火薬や弾などは使われておらず、殺傷能力の無いもの。
()A 場面で A ピストルを使用するはずが、誤って B ピストルを使用してしまった、と言うときの B ピストルは A ピストルに対する偽物のピストル、という解釈もありうるが、通常は()の解釈のみである。
- b. ピストルの偽物：
(18a-)と同じ。
- (19) a. 偽物の水：
あるブランドのミネラルウォーターのペットボトルに入っているが、実はそのブランドのものではない水。
- b. 水の偽物：
水のように見えるが、実は水ではない、別の物質。
- (20) a. 偽物のサングラス：
本来の持ち主のものに似せて作られたサングラス。
- b. サングラスの偽物：

サングラスのように見えるが、実はレンズには紫外線透過防止の効果は無いもの。

- (21) a. 偽物の雑誌：
ある出版社の雑誌に似せて作られ、その出版社のものであるかのように見せることを目的とした雑誌。
- b. 雑誌の偽物：
雑誌のようで雑誌でないもの。

第3節でも述べたように、「ルビー」や「お金」など「真贋が価値基準になるもの」は「偽物」という語の性質と相俟って名詞の前後入れ替えによる意味の違いが読み取りにくく、逆にその他の名詞においては意味の違いが強く感じられる、ということがわかる。

4.2.2. 「複製」を使用した名詞句の意味について

「複製」は、「偽物」と同様に「本物のNであるか否か」が問題として現れるものである。

- (22) a. 複製のルビー：
あるルビーと同じデザインでカットされた、一見本物のような、ルビーに似せて作られた赤いもの。
- b. ルビーの複製：
同上。
- (23) a. 複製のお金：
お金に似せて作られた、一見お金のように見えるもの。「偽物のお金」に近い。
- b. お金の複製：
同上。
- (24) a. 複製の手帳：
ある人の手帳に書いてあることをそのまま別の手帳に書き写して作った、もう一つの手帳。外見は、似ているかあるいはまったく同じ型のものである場合が多い。手帳として使用可能。
- b. 手帳の複製：
手帳に書いてある内容を、紙に書き写したもの。手帳の形になっていなくてもよい。
- (25) a. 複製の鍵：

マスターキー。それにより、本物の鍵で開けるものを、同様に開けることが出来るもの。

- b. 鍵の複製：
()「複製の鍵」と同じ。
()鍵の形は同じであるが、何らかの理由で本物と同じようには開けることが出来ないもの。

- (26) a. 複製の契約書：
契約に関わる一方の控えとして作られたような契約書。
- b. 契約書の複製：
書面としては契約書と同じであるが、材質や大きさなどが異なるようなもの(縮小版など)。

- (27) a. 複製のピストル：
あるモデルのピストルとまったく同じ様に作られたピストル。
- b. ピストルの複製：
以前使用されていたピストルを精巧に復元したもの。本物である必要は無い。

- (28) a. 複製のサングラス：
あるモデルのサングラスを模して作られたサングラス。
- b. サングラスの複製：
同上。

- (29) a. 複製の雑誌：
ある雑誌を個人的に精巧に模して作った雑誌。雑誌は通常大量生産されるので、まったく同じ内容の雑誌が大量に存在するが、それらは「複製」とは呼ばないと思われる。正規ルートでなく、勝手に同じものを作った場合に限られるのではないか。
- b. 雑誌の複製：
同上。

「ルビー」と「お金」をつけて名詞句とした場合に意味が同じであると解釈する原因は「偽物のルビー」などの場合と同様であると考えられる。しかし、「複製のサングラス」とその逆、「複製の雑誌」とその逆の名詞句同士も同じ意味であると解釈した。その理由としては、「複製であっても、それが使用可能かどうか」にあるのではないかと考える。「複製のサングラス/サングラスの複製」は、たとえ複製品であっても、「黒いレンズの

入った眼鏡のようなもの」という事実には変わりない。「雑誌」の場合も、記事自体がそっくりそのままならば雑誌としての機能を持っていることになる。しかし「ピストルの複製」で、外見はピストルでも弾を入れて撃つことができない、となると「ピストル」としての重要な要素を欠いていることになる。よって、「複製」の場合は「複製品であっても、本物と同様に使用することができるか否か」が重要なのではないだろうか。

4.2.3. 「サンプル」を使用した名詞句の意味について

「サンプル」は、「見本」という意味でよく用いられるものである。飲食店などでよく目にするような、料理見本を総じて「サンプル」と言うことが多く、「サンプル」を使った名詞句の意味の調査をしてみると、ほとんどのものにおいて料理見本のようなものを思い浮かべてしまう傾向があるように思われる。「見本品」ということは、実際に売買するときに使う「受け渡し品」が存在するということである。しかし、「お金」「契約書」などはそれ自体が売買の対象になるわけではない。そのため「受け渡し品」に対する「見本品」という概念を想像しにくく、単に「実際にやり取りするものではない」という意味のものを思い浮かべるのではないだろうか。「水」は、そういう意味では「売買の対象」になりうるのだが、料理や手帳などの固体ではなく「無色透明の液体」であり、「蠟でできた見本」という物はあまり作られないので、これも名詞の前後入れ替えによる意味の相違がなくなるのではないかと思われる。

- (30) a. サンプルのルビー：
「サンプル」が、通常レストランの入り口に飾ってある料理の見本というような意味に取られやすいので、「ルビー」の場合もそのように考えられやすい。
- b. ルビーのサンプル：
「サンプルのルビー」とほぼ同じか、あるいは、お客様に納品するときはもっと細かく細工してあるが、暫定的に提示するものとしての「本物のルビーで作られているが、実際にやり取りするものではないもの」。たとえばウエディングドレスの見本のように、実際に花嫁に着せるものは「サンプル」とは別に仕立てられ、少しレースが加わるなどのアレンジがあったり、寸法を個人仕様にしたりするので、そこで見せた「サンプル」を着せるわけではない。
- (31) a. サンプルのお金：
新しいデザインのお金を作る際の、見本として作られたもの。材質や絵柄などすべて本物のように作る必要は無く、例えばデザインだけを確認するためにプリントアウトしたもので、実際は別の専用紙を使う、というようなものや、紙ではなくプラスチックやその他のものでもよい。

- b. お金のサンプル：
同上。
- (32) a. サンプルの手帳：
店頭にある、客に手帳の中身や色などの形態を知ってもらうために置いてある手帳。見本品。
- b. 手帳のサンプル：
上と同じ。また、手帳の形に作ってあるものの、紙などではなく蠟でできている、というようなもの。「手帳の偽物」に近い。
- (33) a. サンプルの鍵：
実際に使用するものではないが、形態を示すために作られた鍵。それにより開く鍵穴があるかどうかは定かでない。
- b. 鍵のサンプル：
今までの「サンプル」の例同様、鍵の役割を果たさないような、蠟などで出来ている鍵の形をしたもの。
- (34) a. サンプルの契約書：
実際の契約の場面ではこれと同じ形式の契約書を用います、と提示するために、試しに作られ使用される契約書。
- b. 契約書のサンプル：
同上。
- (35) a. サンプルのピストル：
実際に使用するものではないが、事前に見本として示すもの。
- b. ピストルのサンプル：
「サンプルのピストル」とほぼ同じか、あるいは外見だけを似せて作られた、別の素材でできた物。
- (36) a. サンプルの水：
売りに出す前に試飲として出す水。
- b. 水のサンプル：
同上。
- (37) a. サンプルのサングラス：

店頭に展示してあり、人間が使用することもできるが、実際に売るとは考えられていない、見本のサングラス。

- b. サングラスのサンプル：
サングラスの形をしているが、人間が使うために作られたものではないもの。

- (38) a. サンプルの雑誌：
見本として示すための、仮の雑誌。
b. 雑誌のサンプル：
見本として示すためのもので、雑誌のように綴じてあるが、中に記事などは無く、雑誌ではないもの。

4.2.4. 「新作」「試作」「新品」「非売品」を使用した名詞句の意味について

これらの名詞を使った名詞句は、どの N_2 の場合にも名詞の入れ替え前後の意味はほぼ同じであった。よってそれぞれの名詞句の意味をすべて挙げる必要はないと判断し、ここでは割愛する。これらの名詞はいずれも、 N_2 に挙げた名詞自体の性質をほとんどそのまま保持し、さらに特別な修飾を加えているものである。しかしその基準はそれぞれ「新しいか古いか」「試しに作ったのか本番で作ったのか」「売られているかないか」という二極しかない。つまり「偽物」のような多くの基準を用いるものではない、ということである。これは先ほど述べたような N_2 の性質(価値基準など)には関係なく意味として現れるので、どの名詞においても名詞の前後入れ替えによる意味の相違がなかったのではないかと考えることができる。

4.2.5. 「おもちゃ」「模型」「コピー」を使用した名詞句の意味について

これらを使った名詞句において N_1 と N_2 を入れ替えると、以下に列挙したように、いずれの例も異なる意味に解釈されることが多いという結果になった。よってこれは「主要部名詞の違い」が意味に現れているということであると捉え、詳しい分析はしない。

まずは「おもちゃ」を使用した場合の意味を列挙する。

- (39) a. おもちゃのルビー：
遊ぶために作られた、ルビーのような赤いもの。
b. ルビーのおもちゃ：
ほぼ同じ。これは「本物のルビーではあるが、子どもが遊ぶためにつくられた何か」とも考えられるが、「おもちゃのルビー」の場合は考えにくい。
- (40) a. おもちゃの手帳：

小さな子どもが遊ぶために作られた、色々な楽しめる機能が施された手帳。

- b. 手帳のおもちゃ：
上とほぼ同じ。しかし、対象年齢は子どもに限定しない。大人が扱っても、何か驚いたり楽しんだりできるような機能が施されたもの。

- (41) a. おもちゃの刑事：
ままごとなどで、刑事の役を受け持っているもの。人物でなくても、人形、さらには石ころでも、おもちゃの世界で刑事の役を担っているものならば「おもちゃの刑事」である。
b. 刑事のおもちゃ：
刑事の格好をしたおもちゃ。人形や、その他刑事であることが外見から判断できるようなものである場合が多い。

- (42) a. おもちゃの鍵：
() 子どもが遊ぶためのおもちゃではあるが、それを使うことにより開く鍵穴が存在するもの。簡単な南京錠の小さな鍵など。
() 次の(42b)と同じ場合もある。
b. 鍵のおもちゃ：
鍵の形をしているが、開く鍵穴の存在は関係ない。例えば鍵の形をしたネックレスや簡易ライト(レーザーポインターのような物)など、外見が鍵のような形をしているだけで鍵の役割を果たさないおもちゃ。「鍵の偽物」がおもちゃになったもの。

- (43) a. おもちゃの契約書：
子どもが遊ぶときに、ままごとなどの設定の中で使用するような、簡易的な契約書。
b. 契約書のおもちゃ：
一見契約書であるが、色々なところに仕掛けが施してあり、大人も楽しめるようなもの。

- (44) a. おもちゃのピストル：
ピストルの形をしていて、ままごとや芝居などでピストルとして使用するもの。
b. ピストルのおもちゃ：
ピストルの形をしていて、色々なところに仕掛けが施してあるもの。例えば水鉄砲や、引き金を引くと国旗がつながって出てくるもの、あるいは小さく火が付いてライターとして使用するものなど。ピストルとして使用される必要は無い。

- (45) a. おもちゃの水：
(具体的な物を想像できない。)
- b. 水のおもちゃ：
水を使って遊ぶおもちゃ。
- (46) a. おもちゃのサングラス：
実際に人間が使うことは出来ないが、人形用に作られたサングラス。子供用のサングラスはおもちゃではない。
- b. サングラスのおもちゃ：
サングラスの形をしていて、仕掛けが施してあり遊ぶことのできるもの。
- (47) a. おもちゃの雑誌：
ままごとで使うような、例えば大きさが極端に小さい雑誌。
- b. 雑誌のおもちゃ：
雑誌の色々なところに仕掛けがあり、遊ぶことのできるもの。

続いて、「模型」を使用した場合の意味を挙げる。

- (48) a. 模型のルビー：
ルビーの原子レベルの構成形態を表したような、化学の授業で使うようなもの。
- b. ルビーの模型：
同上。
- (49) a. 模型のお金：
()博物館などに展示されているような、昔使われていたお金を再現製作してあるもの。
()お金の物質的な構造を示したもの。
- b. お金の模型：
同上。
- (50) a. 模型の手帳：
手帳をかたどった、骨組みのようなもの。手帳ではない。
- b. 手帳の模型：
同上。

(48)-(50)は、それぞれほぼ同じ意味に解釈できるのだが、「模型のN」と言う場合は「N」の大きさまでが似ており、「Nの模型」と言う場合は「N」そのものよりは大きく、内部などが見やすくなっている、という印象である。このことから、「名詞の入れ替え前後の意味は異なる」と考えた。

- (51) a. 模型のシャラポワ：
ロボットのような、しかし周りがシャラポワとして、本人であるかのように扱っているもの。例えば、彼女のサーブを再現できるテニスマシーンの人形があるとして、それはシャラポワの身長、体形などを酷似させて作られており、周囲の人がそれをシャラポワ本人のように扱い、シャラポワ本人だと思って練習で使用するというような物。
- b. シャラポワの模型：
シャラポワの身長や体系を酷似させて作った人形。上とかなり近いが、周囲がシャラポワ本人だとして扱うかどうか異なる。
- (52) a. 模型の刑事：
シャラポワの例と同じく、刑事のような格好をしたロボットで、周囲がそれを刑事であるかのように扱うもの。
- b. 刑事の模型：
刑事をかたどったもの。周囲の扱いは不問。
- (53) a. 模型の鍵：
形を詳しく示す骨組みのような物。この場合、本物の鍵と大きさなどが似ているように感じる。
- b. 鍵の模型：
骨組みという点は上と同じだが、大きさは本物よりも大きいものが想像される。
- (54) a. 模型のピストル：
実際に弾を発射することはできないが、色や形などは一見ピストルのように見えるもの。
- b. ピストルの模型：
内部の構造などがよくわかるように骨組みなどで示されているもの。ピストルの形をしていなくてもよい。
- (55) a. 模型の水：

(具体的なものを想像できない。)

- b. 水の模型：
水の構造を骨組みなどで示したもの。
- (56)
- a. 模型のサングラス：
ある型のサングラスを精巧に模して、一見すると人が普通にサングラスとして使用できそうに作られているもの。しかし実際に使用するには素材などが向いていないので使用することは無い。
 - b. サングラスの模型：
サングラスの形を精巧に模したもの。
- (57)
- a. 模型の雑誌：
雑誌のように作られているが、展示のためのもので、中を見開いたり読んだりすることが出来ないもの。
 - b. 雑誌の模型：
雑誌を閉じる方法などがわかるような、骨組みのようなもの。

最後に、「コピー」を使用した場合の意味を列挙する。

- (58)
- a. コピーのお金：
お金をコピーしたもの。一見本物に見えるようにコピー（白黒ではなく精巧なカラーコピーで、など）し、不正に使用する目的がある場合が考えられる。
 - b. お金のコピー：
お金をコピーしたもの。しかし、不正に使用する目的の有無は関係ない。白黒で、単に絵柄を資料として掲載する目的でコピーされたものでも、「お金のコピー」と言うことができる。
- (59)
- a. コピーの手帳：
内容がすべて、何かをコピーしたもので出来ている手帳。bと同じようには解釈できない。
 - b. 手帳のコピー：
手帳の内容をコピーしたもの。手帳の形になっていなくてよい。
- (60)
- a. コピーのシャラボワ：
顔や外見などをシャラボワに似せている人。

- b. シャラボワのコピー：
シャラボワの顔などをコピーしたもの。人ではない場合が多い。

- (61)
- a. コピーの鍵：
「複製の鍵」と同じような感じもするが、あまり言わない。
 - b. 鍵のコピー：
鍵を紙などにコピー(複写?)したもの。
- (62)
- a. コピーの契約書：
複数の同じ契約に使用するためにコピーされ、契約書として用いるもの。
 - b. 契約書のコピー：
契約の内容を示すために資料として用いるためのもの。契約書として用いるものではない。
- (63)
- a. コピーのピストル：
あるモデルのピストルを精巧に模したもの。「複製のピストル」とほぼ同じ。
 - b. ピストルのコピー：
ピストルの表面を紙などにコピーしたもの。「コピーのピストル」と同じ意味では使用しない。
- (64)
- a. コピーのサングラス：
ある型のサングラスを精巧に模して作られたサングラス。「複製のサングラス」に近い。
 - b. サングラスのコピー：
「コピーのサングラス」と同じ意味では使用しない。
- (65)
- a. コピーの雑誌：
ある雑誌をそっくりそのまま模したもの。「複製の雑誌」に近い。
 - b. 雑誌のコピー：
雑誌を紙などにコピーしたもの。「コピーの雑誌」と同じ意味では使用しない。

3.4 節でも述べたように、「おもちゃ」を使用した名詞句の意味は、それを「N₂」として扱う文脈の中にあるのか、あるいは「おもちゃ」として扱う文脈の中にあるのか、という点が意味に影響している。「模型」や「コピー」を使用した名詞句も、そのように「文脈の中での扱い」が重要なのではないだろうか。例えば「N₂の模型」の場合は「模型」とし

ての機能が重要視されていて、「本物を見ただけではわからないような構造や仕組みをわかりやすくしたもの」、という意味が強くなる。逆に「模型の N_2 」の場合、「構造や仕組みをわかりやすくする」という点は二次であり、それよりも「 N_2 であるかのように振舞わせる」という点が重要になるのである。(48)-(50)のところの説明でも、「 N_2 の模型」と言うときの方が、その物が大きく、内部などが見やすくなっているように思われる、と述べた。「コピー」の場合も同様で、「 N_2 のコピー」の場合「複写したものである」という点が重要なのであり、 N_2 のような外見を持つ必要はない。しかし「コピーの N_2 」の場合は、「 N_2 を複写したもので、その点以外は N_2 である」と判断されるほどであるということが重要なのである。

4.3. 修飾関係の概念的分析

以上のような名詞を使用して観察を進めた結果、(10a)と(10b)のどの名詞の組み合わせに対しても、次のことが言えるという結論に至った。

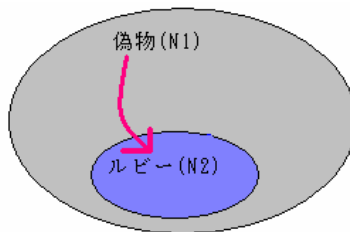
- (66) a. 「 N_1 / N_2 」から考えた場合、「 N_2 が N_1 ダ」と言い換えることができる。
 b. 「 N_2 / N_1 」から考えた場合、「 N_1 が N_2 ダ」と言い換えることはできないが、名詞の順序を変えずに「 N_2 が N_1 ダ」と言うことができる。

このことから考えると、「NのN」という形の名詞の順序は関係なく「 N_1 が N_2 ダ」と言うことはできないが「 N_2 が N_1 ダ」と言うことができる、という点が強調される。つまり一般的な論理形式に基づいて、次のことも言えるはずである。

- (67) N_2 は N_1 という集合に属する。

つまり N_1 の示す集合は N_2 を含むということで、これは同時に N_1 の集合は N_2 よりも範囲の大きいものである、ということである。(図1参照)

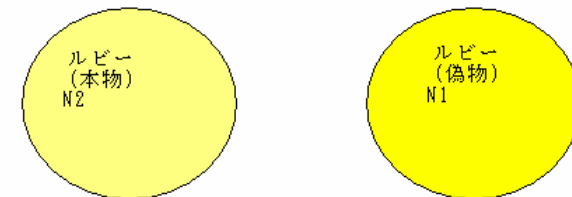
<図1>



ある小さな範囲の「ルビー」に対して、それがどのような大きな範囲に属しているかを言い表しているのが「偽物のルビー」、あるいはこれと同じ「 N_1 / N_2 」である。では逆に「 N_2 / N_1 」はどのような仕組みなのだろうか。

「ルビーの偽物」と言う場合、まず「ルビー」が発話される。すると聞き手は単純に本物の「ルビー」を想像する。しかしその後「の偽物」が続く。するとそこで本物の「ルビー」に対する「偽物」が想像される。つまり、まず本物の「ルビー」が存在し、その後、本物と同等の大きさで「偽物」を作り出すのである。(図2参照)

<図2>



何も修飾語をつけず単に「ルビー」と言う時に想像するのは「本物のルビー」であり、「本物」という集合に属する「ルビー」である²。これが「ルビーの偽物」という名詞句になると、それはつまり「(本物の)ルビーの偽物」と言っていることになり、「本物のルビーに対する偽物のルビー」であることになる。つまり、図2の二つの集合はそれぞれ「本物」と「偽物」の集合に属しているということであり、図2の N_2 の集合は図1の N_2 の集合と一致しているのである。だがここでは単に「ルビーの偽物」と発話しており、単独の「ルビー」の方が「偽物」よりも小さい範囲を示していることから、「ルビー」と発話した時点でより小さい範囲の集合を思い浮かべている。このため、図1における「ルビー」というより小さな集合のみを思い浮かべていることになり、周りの「偽物」という大きな範囲は考える必要がなくなるのである。

4.4. 格助詞「の」の意味について

以上の考察から、今回問題とした「NのN」における格助詞「の」の意味はどのように表現できるだろうか。名詞の性質は、先行研究にもあるような「材料」、「所有者」、「種類」、それが存在する「場所」や「時間」などによって限定されるほか、その物の「社会的、あるいは相対的な状況・状態」も関係している。名詞 N_2 についてそのような注釈を加

² このため、「ルビーの本物」と言うのには違和感がある。

えているのが図1であり、これは「価値・状態の限定」と言うことができる³。また、図2は「ある具体的な名詞に対して、それと対立する価値のもの、対立する状態にあるものを限定する」ということを表している。このことから、意味としては「対立物の限定」と表現することができる。

5.まとめ

本論文の主張をまとめると、以下のようになる。

- (68) a. 「偽物のN」と「Nの偽物」のそれぞれが示す物は、「偽物」という語の性質、名詞「N」の性質、さらにその文脈内での扱い方により、同じであったり異なったりする。
- b. 「偽物」以外の名詞を使用した「NのN」という名詞句において、名詞の前後を入れ替えても意味が同じと解釈されるものにも、それぞれの名詞の特徴や性質による影響が確認できる。
- c. 「NのN」という形の名詞句に使用されている格助詞「の」には、「価値・状態の限定」「対立物の限定」というような、先行研究では詳しく述べられていない意味に解釈できるものもある。

参考文献

- Higginbotham, James (1985) "On Semantics," *Linguistic Inquiry* 16, pp.547-593.
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘(2003)『初級を教える人のための日本語文法ハンドブック』pp.30-,31 スリーエーネットワーク
- 加藤重広(2003)『日本語修飾構造の語用論的研究』第6章 ひつじ書房
- 益岡隆志・田窪行則(1992)『基礎日本語文法 改訂版』第9章 くろしお出版
- 田中稔子(1990)『田中稔子の日本語の文法 教師の疑問に答えます』pp.29-30 近代文藝社
- 寺村秀夫(1991)『日本語のシンタクスと意味 第 巻』第8章 くろしお出版
- 寺村秀夫(1992)『寺村秀夫論文集 日本語文法編』複文編 くろしお出版

³ 寺村(1991)に、「N₁がN₂の種類、身分、状態などを意味しているもの、つまり文ないしコトの形で表わすなら「N₂がN₁デアル(コト)」という意味を含んだ「従主」連結がある。..."という記述/説明がある(p.248)が、格助詞「の」の意味についての詳しい言及がなされているわけではない。